

## 当金庫の預金商品の概要【普通預金】

1. 商品名	普通預金
2. 販売対象	・法人・個人の方
3. 期間	・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円以上
5. 払戻(払)方法	・随時払戻しできます。また、公共料金等の自動支払の他でんさいネットの決済口座としてご利用いただけます。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示の場所) (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。  ・年2回(2月・8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・1年を365日とする日割計算。毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として利息を計算します。
7. 税金	・2037年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「特別復興所得税」が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等に当っては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください)。
9. 付加できる特約事項	・個人のもの「総合口座」の取扱いができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乗せした利率)。
10. 中途解約の取扱い	—
11. 金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは、窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置 紛争解決措置	本商品の苦情等について ・苦情処理措置 苦情等がございましたら、当金庫の営業日に、お取引営業店又は業務部(午前9時～午後5時、電話0120-86-2440(フリーダイヤル))にお申し出ください。 ・紛争解決措置 下記の弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望される場合は、当金庫の営業日に、業務部又は全国しんきん相談所(午前9時～午後5時、電話03-3517-5825)にお申し出ください。 ・兵庫県弁護士会(紛争解決センター 電話078-341-8227) ・東京弁護士会(紛争解決センター 電話03-3581-0031) ・第一東京弁護士会(仲裁センター 電話03-3595-8588) ・第二東京弁護士会(仲裁センター 電話03-3581-2249)
13. その他参考となる事項	・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取が出来ます。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)